

## 令和4年7月農業委員会総会議事録

日 時 令和4年7月29日（金曜日） 議事開始 午前8時45分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

### 出席委員

【農業委員】 尾山 實文 竹下 助範 下原 小枝子 栗下 章二 前原 幸太郎  
岩屋 美智子 稲田 優 田中 雄策 田上 みゆき

【推進委員】 谷口 克美 赤川 リク子 西田 保子 園田 義保 福迫 久利  
津口 えりこ 山口 長徳 溝添 トミ子 吉留 律子 宮田 吉人  
土器 三紀夫 吉田 尚美 高谷 千代子 杉元 義男 増田 賢造  
中津 ゆみ子

### 欠席委員

【農業委員】 山下 正成

【推進委員】 伊地知トシ子

### 事務局職員

事務局長	押川 国智	事務局長補佐	大田黒 元
農地調整係長	塩入 友之	農地調整係主査	大園 あけみ
農地調整係主任主事	馬越脇 浩	農地調整係主事	佐藤 純大

議 題

- 報告第 9号 農地等の合意解約について
- 報告第10号 農用地利用配分計画について
- 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第17号 空き家に附属した農地の指定について
- 議案第18号 農用地利用集積計画について
- 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第20号 非農地証明願いについて
- 議案第21号 耕作放棄地の非農地判断について

事務局長            それではただいまから令和4年7月定例農業委員会総会を開催いたします。皆様ご起立をお願いいたします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

尾山会長            【あいさつ・・・】

尾山議長            次に委員の出席状況を報告いたします。山下委員、伊地知委員から本日の会議に欠席する旨、届出がありましたので報告いたします。よって、ただいまの出席者は農業委員9名、最適化推進委員16名で定足数に達しております。これより会議を開きます。議事に入る前に議事録署名委員に、岩屋委員と田上委員を指名いたします。

                          それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第9号から報告第10号及び議案第16号から議案第21号までを一括議題といたします。事務局長に議案の朗読をお願いします。

事務局長            (議案朗読)

尾山議長            議案の朗読が終わりました。これより報告及び審議に入ります。まず、報告第9号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

事務局                議長。

尾山議長            事務局。

事務局                それでは、報告第9号、農地等の合意解約についてご説明いたします。議案書1ページをお開きください。今月の合意解約件数は63件でございます。

                          2ページをご覧ください。令和4年7月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月の総会案件と関連がないものについて順番にご説明いたします。

                          整理番号1番から4番までは、所有者にて耕作するため、解約するものです。

                          整理番号6番は、所有権移転のため、解約するものです。

                          整理番号7番は、耕作者変更のため、解約するものです。

4ページに飛びまして、整理番号34、35番は、基盤整備に伴う換地のため、解約するものです。

以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者あり)

尾山議長 質問がないようですので、次に報告第10号「農用地利用配分計画について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 今月の農用地利用配分計画については、令和4年7月1日付けで県知事が認可した案件をご報告するものでございます。計13件、60筆、73,888.66㎡となっております。

詳細につきましては、9ページから15ページに記載のとおりです。

以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者あり)

尾山議長 質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 議案第16号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

16ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転7件となります。申請人の住所・氏名は省略して、申請内容については、概略をご説明いたします。

17ページになります。整理番号1番、田1筆、54㎡の贈与です。

続きまして、整理番号2番、田1筆、194㎡の贈与です。

続きまして、整理番号3番、次の18ページまでになります。田3筆、2,385㎡、畑1筆、911㎡、計4筆、3,296㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

続きまして、整理番号4番、18ページから19ページまでになります。畑1筆、344㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

続きまして、整理番号5番、田2筆、1,378㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

続きまして、整理番号6番、田1筆、1,231㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

続きまして、整理番号7番、20ページになります。畑1筆、3,684㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。以上、所有権移転7件です。ご審議方、よろしく申し上げます。

尾山議長

事務局の説明が終わりました。議案第16号については、各担当委員が現地確認等をしていただいております。

土地の現地確認と申請人「受人」の確認をそれぞれお願いしております。各委員から報告をしていただきます。

所有権移転 整理番号1番と2番の土地及び申請人「受人」の報告を山下委員に代わって事務局にお願いします。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

所有権移転の整理番号1番及び2番について、山下委員の調査を代読報告いたします。また、譲受人が同じで、かつ、農地が隣接しているため、2件あわせて報告します。

申請農地は、〇〇自治会内にあり、基盤整備がされておりますが、農地の形状は三角形であり、周辺一帯は田となっております。

日照については、農地の南側に住宅が建っているため、やや良好であります。接道及び用排水の状況については良好であり、現在水稻が作付けされています。

続けて、受け人について報告いたします。受け人は、同じ〇〇自治会で〇〇を経営する兼業農家であり、後継者はいません。渡し人との関係は、1番が親戚で2番が知人です。

農地の取得後は水稻栽培を行う予定とのことで、所有農地の管理及び地域との調和については、良好であり、問題ないと判断します。以上ご報告いたします。

尾山議長 次に整理番号3番の土地及び申請人「受人」の報告を田中委員に願います。

田中委員 議長。

尾山議長 田中委員。

田中委員 所有権移転整理番号3号について報告いたします。27日に受人宅に訪問しました。申請地は〇〇自治会にあり〇〇近くで、近いうちに中間管理事業で区画整理の予定です。もう1箇所の水田は〇〇自治会内の〇〇橋の近くにあり、空き家の横にある農地です。両方とも日照、接道、用排水は良好です。

渡し人は、父の死去により全財産を処分したく今回の申請となりました。以上、報告を終わります。皆様のご審議のほどよろしく願います。

尾山議長 次に整理番号4番の土地の報告を吉田委員に、申請人「受人」の報告を田中委員に願います。まず、吉田委員に願います。

吉田委員 議長。

尾山議長 吉田委員。

吉田委員 整理番号4号の農地について報告いたします。申請地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされています。申請農地周辺の状況は、東側は道路、北側は資材置場、南側は宅地で東側は畑ですが、植えられているサツマイモのつるが申請地まできており境界が分からない状態でした。用排水もないので不良です。現在何も作付けされていません。皆様のご審議方よろしく願います。

尾山議長 次に田中委員にお願いします。

田中委員 議長。

尾山議長 田中委員。

田中委員 所有権移転整理番号4号について報告いたします。受人は〇〇自治会内に生まれ、申請地は〇〇の〇〇そばにある畑です。受人の倉庫の横にある農地で以前から買いたい場所であったそうです。狭い畑ですが、排水、接道、日照良好です。以上報告いたします。皆様のご審議のほどよろしくお願いします。

尾山議長 次に整理番号5番の土地の報告を前原委員に、申請人「受人」の報告を谷口委員にお願いします。 まず、前原委員にお願いします。

前原委員 議長。

尾山議長 前原委員。

前原委員 整理番号5番の農地についてご説明いたします。農地は〇〇自治会内にありまして、2筆とも基盤整備はされております。農地の形状も2筆とも良い状態でした。申請農地周辺ですが、1筆の方は、周囲は全て田んぼだったのですが、もう1筆の方が東、西、南の3方向が山林に囲まれておりまして、日照は良くありません。接道、用排水はどちらも良好でした。現在、両農地とも水稻が作付けされております。以上、報告を終わります。

尾山議長 次に谷口委員にお願いします。

谷口委員 議長。

尾山議長 谷口委員。

谷口委員 整理番号5番の受人について報告いたします。7月23日土曜日の昼過ぎ、本人宅を直接訪問しました。本人は不在でしたが母親がいらっしゃったので、お話をお伺いしました。本人宅は〇〇自治会内でございます。営農状況は兼業農家という事で、アルバイトで外に出て仕事をされております。渡人との関係は他人でございます。後継者の有無については、まだはっきりしていないとの事でした。取得後の利用は、水田中

心の経営でありますので田んぼとして利用するとの事でした。所有農地の畦畔等管理について、非常に良好だという事でございます。地域との調和でございますが、何事にも率先して取り組んでいらっしゃいます。私が一番感心しているところは、〇〇内の本水路の畦畔を地元の人より率先して草を払っているところです。将来的には〇〇自治会内でリーダーになる人だなと感じているところでございます。以上報告を終わります。ご審議方よろしく申し上げます。

尾山議長 次に整理番号6番の土地の報告を溝添委員に、申請人「受人」の報告を稲田委員に申し上げます。まず、溝添委員に申し上げます。

溝添委員 議長。

尾山議長 溝添委員。

溝添委員 整理番号6号の農地1筆について報告いたします。申請地は〇〇自治会内にあります。場所は〇〇から約150mのところですか。基盤整備はされていません。周辺一帯は畑で、南側が住宅です。農地には栗の木が植えてあるとの事ですが、雑草地になっています。日照は良好ですが、接道、用排水は悪いです。以上報告します。

尾山議長 次に稲田委員に申し上げます。

稲田委員 議長。

尾山議長 稲田委員。

稲田委員 6号の受人について報告いたします。受人は露地野菜主体の専業農家で、後継者もいます。所有農地の管理は、問題もありますけども、最近は行き届いているようです。そのような状況で問題はないと判断いたします。皆様方のご審議をよろしく申し上げます。

尾山議長 引き続き整理番号7番の土地及び申請人「受人」の報告を稲田委員に申し上げます。

稲田委員 議長。

尾山議長 稲田委員。

稲田委員 続いて報告いたします。所有権移転7号について報告いたします。こ

れも6号受人と関係がありますが、申請地は〇〇地区の県道沿いの南側に接した1枚の畑であります。以前水田として使われていたと思います。それまで野菜が作付けされておりました。大雨時に排水不良で水に浸かったりする場所ですが、日照は良好です。取得後は飼料作を主に作付けされる予定です。

受人は、〇〇主体の専業農家で、後継者が経営主となっており、所有農地の管理も行き届いており問題はないと判断いたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

尾山議長 各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号まで、事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ございませんでした。

農地法第3条第2項第7号につきましては、委員の皆様より事前調査の報告がありましたとおり、地域との調和要件など問題はないということでございます。

従いまして、計7件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上ご報告いたします。

尾山議長 ただいま、各委員及び事務局より説明がありました。

これより議案第16号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第16号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

次に議案第17号「空き家に附属した農地の指定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

議案第17号、空き家に附属した農地の指定についてご説明いたします。21ページをご覧ください。

今月の指定申出件数は1件です。申出人の住所・氏名は省略し、内容について概略をご説明致します。22ページをご覧ください。

整理番号1番、畑1筆、1,439㎡です。空き家バンクには登録済みで、農地の状況としては、現在、遊休化しております。空き家に附属した農地の指定については、以上となります。

尾山議長

事務局の説明が終わりました。議案第17号については、担当委員が現地確認等をしていただいておりますので、報告をしていただきます。杉元委員をお願いします。

杉元委員

議長。

尾山議長

杉元委員。

杉元委員

7月23日に現地確認をいたしました。申請地は当該住宅のすぐ前にありまして、全部が遊休化しておりました。以上です。

尾山議長

委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

今回の指定申出の内容につきましては、「農地法3条第2項第5号の別段面積の取扱基準」第5条第2項第1号から4号まで、事前に事務局で申出書に基づき調査しましたが、問題ありませんでした。従いまして、空き家に附属した農地の指定要件を充たしていると考えます。

尾山議長           ただいま、事務局より説明がありました。

                      これより議案第17号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

                      (なしと言う者あり)

尾山議長           質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

                      お諮りいたします。議案第17号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

                      (全員挙手)

尾山議長           全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

                      次に議案第18号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局             議長。

尾山議長           事務局。

事務局             23ページ 議案第18号「農用地利用集積計画について」説明します。今月の計画件数は、所有権移転1件、利用権設定38件、合計39件となっております。

                      利用権設定のうち、農地中間管理事業は33件となっております。

                      申出人の住所・氏名、備考欄につきましては、特記事項のみを説明し、他は省略させていただきます。

                      また、法人及び所有者が死亡している場合は、年齢が空欄となりますのでご了承ください。

                      はじめに所有権移転についてご説明いたします。24ページをご覧ください。

                      整理番号1番24ページから25ページになります。畑8筆、6,028㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

                      続きまして、利用権設定についてご説明いたします。利用権設定については、貸借期間及び借賃についても省略し、特記事項のみ説明させていただきます。使用貸借については、賃借料の記載が空欄となりますのでご

了承ください。

26ページです。

整理番号1番、畑1筆、3,619㎡の賃貸借です。

整理番号2番、畑1筆、1,893㎡の賃貸借です。

整理番号3番、26ページから27ページになります。畑2筆、3,728㎡の賃貸借です。

整理番号4番、27ページから28ページになります。畑3筆、8,372㎡の賃貸借です。

整理番号5番、28ページから30ページです。田7筆、8,546㎡の賃貸借です。

整理番号6番から38番までは農地中間管理事業です。なお、借受人の経営面積欄の記載は、システムへの配分先未入力面積が表示されてしまうものですのでご了承ください。

整理番号6番、30ページから31ページになります。田4筆、3,131㎡の使用貸借です。

整理番号7番、31ページから32ページになります。畑2筆、4,750㎡の賃貸借です。

整理番号8番、畑1筆、1,442㎡の賃貸借です。

整理番号9番、32ページから33ページになります。畑1筆、754㎡の使用貸借です。

整理番号10番、田1筆、1,237㎡の賃貸借です。

整理番号11番、田1筆、1,894㎡の賃貸借です。

整理番号12番、田1筆、1,387㎡の使用貸借です。

整理番号13番、34ページから36ページになります。田4筆、畑2筆、計6筆、2,279㎡の使用貸借です。

整理番号14番、36ページから37ページです。田5筆、1,715㎡の使用貸借です。

整理番号15番、37ページから39ページになります。田6筆、

3, 233 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号16番、39ページから40ページです。田3筆、畑1筆、計4筆、2,005 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号17番、田1筆、495 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号18番、41ページから43ページです。田6筆、畑3筆、計9筆、5,244 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号19番、43ページから46ページです。田6筆、畑4筆、計10筆、5,460 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号20番、46ページから49ページになります。田2筆、畑9筆、計11筆、7,508 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号21番、畑2筆、1,004 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号22番、49ページから51ページになります。畑5筆、3,359 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号23番、52ページから57ページになります。田19筆、畑3筆、計22筆、9,219 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号24番、57ページから58ページです。畑4筆、1,999 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号25番、畑1筆、755 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号26番、59ページから60ページになります。畑4筆、1,435 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号27番、60ページから61ページになります。田3筆、997 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号28番、61ページから63ページになります。畑5筆、1,436 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号29番、田1筆、558 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号30番、63ページから64ページになります。田5筆、1,587 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号31番、畑1筆、366 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号32番、65ページから67ページになります。田2筆、畑6筆、計8筆、3,978㎡の賃貸借です。

整理番号33番、67ページから68ページになります。田3筆、1,390㎡の使用貸借です。

整理番号34番、68ページから71ページになります。田6筆、畑5筆、計11筆、5,627㎡の使用貸借です。

整理番号35番、71ページから72ページになります。田2筆、1,097㎡の使用貸借です。

整理番号36番、72ページから73ページになります。田2筆、畑1筆、計3筆、1,411㎡の賃貸借です。

整理番号37番、73ページから74ページになります。田3筆、1,915㎡の賃貸借です。

整理番号38番、74ページから78ページになります。田14筆、6,040㎡の賃貸借です。

以上、計画内容は市の基本構想に基づくものであり、利用権設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

尾山議長

ただいま、事務局の説明が終わりました。これより議案第18号の審議に入ります。

24ページ、所有権移転 整理番号1番の譲受人は、田中委員が役員である法人であります。よって農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき田中委員の退席を求めて審議します。田中委員の退席をお願いします。

(田中委員退席)

尾山議長

それでは、ただ今から所有権移転 整理番号1番の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。所有権移転 整理番号1番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。田中委員の退席を解きます。  
(田中委員着席)

尾山議長 それでは、所有権移転整理番1番を除く、議案第18号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

増田委員 議長。

尾山議長 増田委員。

増田委員 畑かんの受益地で使用貸借が多いですが、これはどういうことなのでしょう。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 自分の土地を農地中間管理機構をとおしてまた自分が耕作すると、そうすることで基盤整備の補助率が上がるので、担い手への集積率が向上するという事になりますので、使用貸借が多くなっているものです。

尾山議長 増田委員よろしいですか。

増田委員 はい。

尾山議長 他に質疑はありませんか？  
(なしと言う者あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。議案第18号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第

18号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。ここでしばらく休憩いたします。9時45分に再開します。

(休憩)

尾山議長

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」と、議案第20号「非農地証明願いについて」と、議案第21号「非農地判断について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

議長

事務局。

事務局

79ページ議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今月の許可申請件数は5件です。

申請人等の住所氏名、立地基準については省略させていただきます。80ページをお開きください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、田1筆、194㎡を住宅敷地として追認申請するものです。申請人から顛末書の提出がございます。生活排水については合併浄化槽にて処理後、公共水路にて処理します。

続きまして整理番号2番、場所が大字〇〇、畑1筆、64038.08㎡を太陽光発電施設として申請するものです。権利関係は地上権設定による賃貸借です。工事期間は許可日から令和6年9月31日までとなっています。事業費につきましては、建設費〇〇円、土地賃借料、年間〇〇円、合計〇〇円を全額自己資金で対応されます。雨水については地下浸透にて処理します。

本案件につきましては、登記地目は原野であり、農家台帳上の現況地目は畑となります。

続きまして80ページから81ページ、整理番号3番から5番までにつきましては同一事業者のため、併せて説明します。場所が大字〇〇、畑4筆、18,828㎡を太陽光発電施設として申請するものです。備考欄に記載のとおり、全体の事業面積は109,746㎡となり

ます。権利関係は売買です。工事期間は令和5年10月1日から令和8年10月31日までとなっています。事業費につきましては、土地取得費及び、造成費〇〇円、パネル工事費〇〇円、諸経費〇〇円、合計〇〇円を全額自己資金で対応されます。雨水については調整池により集水し、北側山地のコンクリート側溝にて処理します。

続きまして82ページ、議案第20号「非農地証明願いについて」ご説明いたします。今月の証明願い件数は3件でございます。申出人の住所氏名、立地基準については省略させていただきます。83ページをお開きください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、畑1筆、田2筆、計3筆、11,409㎡です。申請理由は原野です。

続きまして、整理番号2番、場所が、大字〇〇、畑1筆、5,552㎡です。申請理由は原野です。備考欄に記載しておりますが、農振農用地については農振担当と協議済みであります。

続きまして、整理番号3番、83ページから84ページになります。場所が、大字〇〇、田1筆、730㎡です。申請理由は原野です。

続きまして85ページ、議案第21号「耕作放棄地の非農地判断について」ご説明いたします。今月の非農地判断件数は12件です。86ページをご覧ください。

整理番号1番から、87ページの9番まで、場所が大字〇〇、田9筆、6,386㎡です。現況が原野となります。

次に整理番号10番から12番、場所が大字〇〇、畑3筆、741㎡です。現況が原野となります。

以上、ご審議方よろしくお願ひ致します。

尾山議長

事務局の説明が終わりました。議案第19号から21号については、7月28日に、第1小委員会で審議がされておりますので、ここで第1小委員長から報告をお願いします。

下原第1小委員 議長。

員長

尾山議長 下原第1小委員長。

下原第1小委員 それでは、第1小委員会の報告を行います。会長から招集を受けまして、7月27日に、委員10名、事務局2名の計12名の出席のもと、第1小委員会を開催いたしました。今回の議案は、農地法第5条3件、非農地証明願い3件、非農地判断12件の、計18件でございます。それでは、議案ごとに、ご説明いたします。

議案第19号、農地法第5条、整理番号1番についてご説明いたします。

譲受人が今回の申請地西側の宅地を購入された際に、前所有者の方が農地部分まで宅地を建設したことが判明し、今回、追認申請を行うものです。場所は〇〇地区です。〇〇から南東に約600mのところに位置します。

申請地の状況は、北側は農地、南側は農道、西側は農地、東側は宅地に接している第1種農地であります。集落接続による不許可の例外規定により、転用が可能となります。周囲の農地への影響はないと判断し、その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号2番につきましてご説明致します。譲受人は〇〇市で太陽光発電業等を営んでおり、今回、当市で売電事業をしたく候補地を探していたところ、譲渡人の了承を得たので申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇から南東に約2kmのところに位置します。申請地の状況は、四方を山林に囲まれてます。周囲の農地への影響はないと判断し、その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号3番、4番、5番につきましては同一事業者であり場所が隣接していますので併せてご説明致します。譲受人は〇〇市で太陽光発電業等を営んでおり、今回、当市で売電事業をしたく候補地を探していたところ、譲渡人の了承を得たので申請するものです。場

所は〇〇地区です。〇〇から東に約400mのところに位置します。申請地の状況は、北側は山林、南側は農免道路、東側、西側は山林に囲まれています。周囲の農地への影響はないと判断し、その他、特に問題は見当たりませんでした。5条申請は以上となります。

続きまして、議案第20号、非農地証明願いについてご説明いたします。

今回、非農地案件につきまして整理番号1番、3番の申請場所については、市の公用車では行くことが出来ませんでしたので、事務局が用意した航空写真や現況写真で判断いたしました。特に問題は見当たりませんでした。

整理番号2番についてご説明いたします。申請地区は〇〇地区でございます。現況は原野となります。その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと判断しました。

また申請地は、農用地区域内農地であります。えびの市農業委員会非農地判定に係る取扱基準上の中にあります、農業用機械等が農地へ行くための道路等、または進入路がない農地にも該当すると判定致しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、議案第21号、非農地判断についてご説明いたします。整理番号1番から9番までにつきましては場所が隣接しておりますので一括してご説明致します。場所は〇〇地区になります。

今回、事務局が用意した、航空写真、現況写真等で判断いたしました。特に問題は見当たりませんでした。

次に整理番号10番から12番までにつきましては場所が隣接しておりますので一括してご説明致します。場所は〇〇地区になります。

同じく事務局が用意した、航空写真、現況写真等で判断いたしました。特に問題は見当たりませんでした。

以上、第1小委員会は、慎重審議しました結果、農地法第5条3件、

非農地証明願い3件、非農地判断12件、計18件については、全会一致で許可相当及び非農地としてやむを得ないと判断いたしました。皆さまのご審議をお願いしまして第1小委員会の報告を終わります。

尾山議長 第1小委員会のみなさんご苦労様でした。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

議長 事務局。

事務局 判断根拠をご説明いたします。農地法第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましたとおり問題ないとのことでございます。また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。よりまして、今月の議案第19号から第21号の計18件につきましては、転用許可基準及び、非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長 ただいま、第1小委員長報告及び事務局の説明がありました。

これより審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 昨日第1小委員会がありまして、谷口委員のほうから、一反あたりいくらの売電価格になるのか質問がありました。即答できずに申し訳ありませんでした。確認したところ、面積当たりいくらという計算方法ではなく、1kwあたり36円という九州電力が決めた値段設定になります。それに応じて、太陽光のパネル数に違いがありますが、パネルで発電した発電量に単価を掛けました金額が九州電力から事業主に支払われるますので、面積でいくら、また毎月固定した金額ではなく、一番

いいのは夏場の日照時間が長い期間、ここが一番売電量が高くなると思います。逆を言うと冬場の日照時間が短い期間、ここが売電量が低くなると思われれます。再度申しあげますと、発電量に単価を掛けた金額という事でご理解を頂きたいと思います。以上です。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

議案第19号から第21号に対する第1小委員長の判断は、許可相当であります。

また、事務局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。

議案第19号から第21号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。議案第19号は、原案のとおり、許可相当として知事に意見書を送付いたします。

また、議案第20号および議案第21号はお諮りのとおり決定いたします。以上で本日の議案審議は終了いたしました。

(終了時間 午前10時07分)